

葬儀費用に備える保険期間1年の「掛捨て型死亡保険」!

はじめやすい!

葬儀保険

保険金
一定
プラン

無配当1年定期保険(保険金建)

医師の診査
不要!

告知書の記入が必要
(健康状態などによっては
お引受けできない場合があります)

満89歳
までお申込み可能!

(最長満99歳まで
更新可能!)

使い道は自由!
葬儀費用
以外にも使えます

保険金額が
一定なので
安心!



- ・この保険は、死亡時の保障を希望されるお客様にお勧めの商品です。商品内容がお客様のご意向に沿っているかご確認ください。ご意向とは異なる場合やご不明点がある場合は、取扱代理店または当社にご連絡ください。
- ・このパンフレットは、無配当1年定期保険(保険金建)の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、「ご契約内容(契約概要)」「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご一読ください。

葬儀費用でご家族に負担をかけたくない

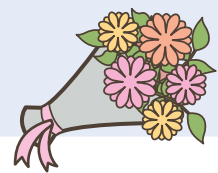
葬儀保険の **5** つの特長

特長
1

葬儀費用に備える死亡保障

災害死亡給付特約の付加で、不慮の事故や自然災害による死亡時の保障を手厚くできます。

- 保険期間中に死亡されたときには死亡保険金をお支払いします。
(死亡保険金額は30万円～300万円まで。10万円単位で自由に設定できます。)
- 災害死亡保険金額の設定は、主契約の死亡保険金額と同額以下となります。



特長
2

保険料は、ご契約時の被保険者の性別と満年齢に応じて計算します。

- 満89歳までお申込み可能
- 最長満99歳まで更新可能

- 更新後の死亡保険金額は一定です。保険料は更新日における被保険者の満年齢に応じて計算するため、同一の保障内容で更新する場合でも更新後の保険料は更新前より通常上がります。

特長
3

医師の診査は不要

- 簡単な告知書のご記入でお申込み可能です。
- お客様の告知内容などによっては、お引受けできない場合、または特別な条件を付けてお引受けする場合があります。



特長
4

使い道は自由!

- 葬儀費用以外にもお使いいただけます。
例: 宗教費用、仏壇・お墓、年忌法要、整理資金、入院費用など



特長
5

保険金クイック支払サービスをご利用いただけます

- 保険金クイック支払サービスは、株式会社メモリード・ライフが死亡保険金請求書類を受付けた日から最短で翌営業日に死亡保険金をお支払いするサービスです。
責任開始期から2年以内の死亡、災害等不慮の事故による死亡等、本サービスをご利用できない場合もございますので、詳しくは取扱代理店または当社へご連絡ください。

方にお勧めします!

■ご契約例 お手頃な保険料で、必要な保障

[ご契約初年度の保険料(月払)例] 満60歳 死亡保険金額100万円+災害死亡保険金額100万円の場合
※下記ご契約例には災害死亡給付特約が付加されております。※災害死亡保険金額の設定は主契約の死亡保険金額と同額以下となります。

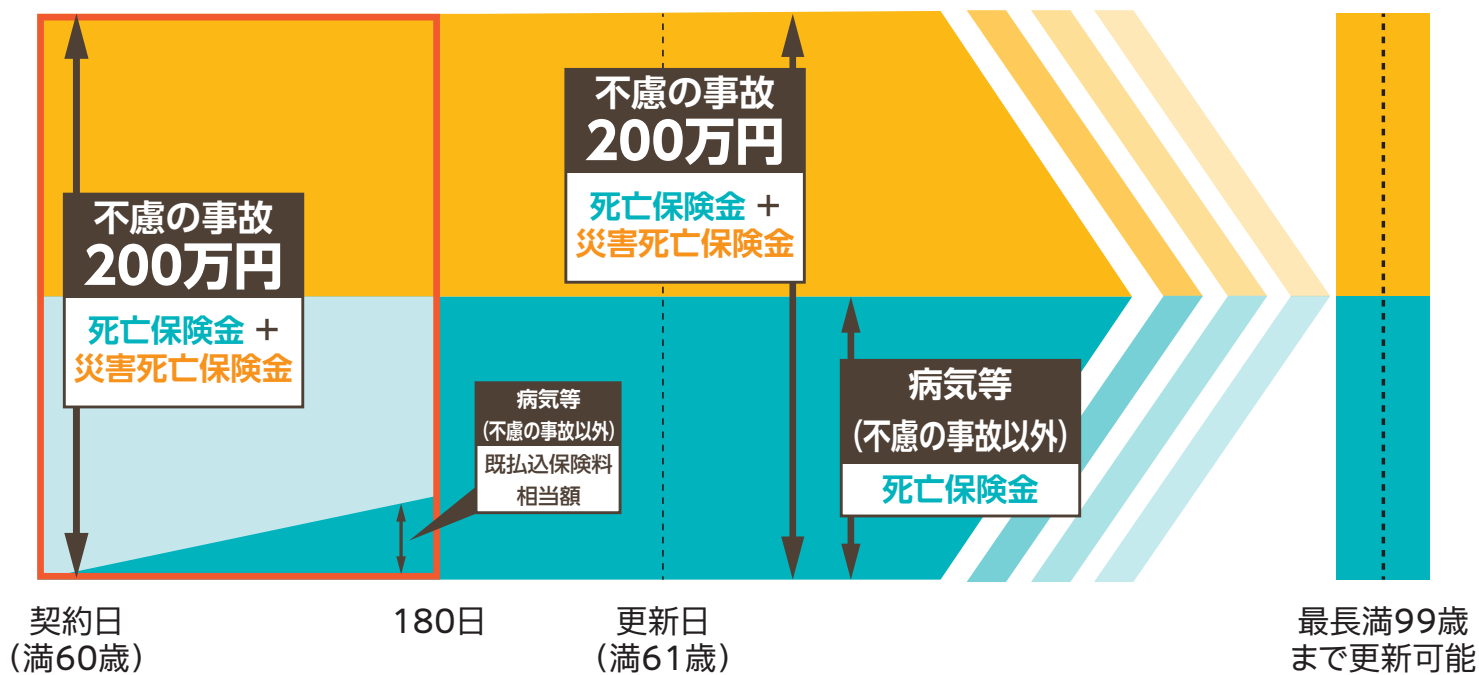
【女性】

主契約保険料 (死亡保険)	特約保険料 (災害死亡給付特約)	合計保険料
690円	30円	= 720円

【男性】

主契約保険料 (死亡保険)	特約保険料 (災害死亡給付特約)	合計 保険料
1,390円	50円	= 1,440円

[しくみ図]



お葬儀には様々な費用がかかります。

葬儀一式費用
平均119万円



お布施(宗教費用)
平均24万円



返礼品費用
平均34万円



鎌倉新書「第4回お葬式に関する全国調査(2019年)」

葬儀保険（保険金一定プラン）

標準的なご契約例としてオススメしております

死亡保険金額100万円+災害死亡保険金額100万円

■保険料一覧

主契約保険料（死亡保険）

女 性							
契約年齢 (満年齢)	月払 (年12回払)	半年払 (年2回払)	年払 (年1回払)	契約年齢 (満年齢)	月払 (年12回払)	半年払 (年2回払)	年払 (年1回払)
50歳	440円	2,540円	5,020円	70歳	1,430円	8,140円	16,120円
51歳	470円	2,670円	5,290円	71歳	1,560円	8,890円	17,610円
52歳	490円	2,820円	5,580円	72歳	1,710円	9,760円	19,320円
53歳	520円	2,970円	5,890円	73歳	1,880円	10,760円	21,300円
54歳	540円	3,110円	6,150円	74歳	2,090円	11,910円	23,580円
55歳	560円	3,190円	6,320円	75歳	2,320円	13,210円	26,160円
56歳	580円	3,310円	6,550円	76歳	2,560円	14,600円	28,910円
57歳	600円	3,420円	6,780円	77歳	2,870円	16,380円	32,430円
58歳	620円	3,520円	6,960円	78歳	3,220円	18,350円	36,330円
59歳	650円	3,700円	7,320円	79歳	3,560円	20,290円	40,180円
60歳	690円	3,930円	7,780円	80歳	3,980円	22,710円	44,970円
61歳	740円	4,210円	8,340円	81歳	4,460円	25,460円	50,410円
62歳	790円	4,530円	8,960円	82歳	5,000円	28,560円	56,540円
63歳	850円	4,830円	9,570円	83歳	5,620円	32,070円	63,490円
64歳	910円	5,200円	10,290円	84歳	6,310円	36,030円	71,330円
65歳	980円	5,600円	11,080円	85歳	7,100円	40,490円	80,180円
66歳	1,060円	6,030円	11,940円	86歳	7,980円	45,540円	90,160円
67歳	1,130円	6,460円	12,800円	87歳	8,970円	51,210円	101,400円
68歳	1,230円	7,000円	13,860円	88歳	10,090円	57,590円	114,030円
69歳	1,320円	7,540円	14,930円	89歳	11,350円	64,760円	128,220円

お手頃な保険料で災害死亡に対する保障をプラスできます

特約保険料（災害死亡給付特約）

年齢 共通	女 性		
	月払	半年払	年払
	30円	170円	330円

- 無配当1年定期保険(保険金建)の年間の最低保険料は、月払400円、半年払2,400円、年払4,800円です。主契約(死亡保険金額)の保険料が左記の最低保険料未満であっても、災害死亡給付特約保険料を合算して年間の支払総額が4,800円以上であれば、お申込みいただけます。
- 下表に記載のない年齢や死亡保険金額等につきましては、取扱代理店または当社にお問合せください。
- 保険料は更新日における被保険者の満年齢より計算するため、同一の保障内容で更新する場合でも更新後の保険料は更新前より通常上がります。

死亡保険金額100万円+災害死亡保険金額100万円

■保険料一覧

主契約保険料(死亡保険)

男 性							
契約年齢 (満年齢)	月払 (年12回払)	半年払 (年2回払)	年払 (年1回払)	契約年齢 (満年齢)	月払 (年12回払)	半年払 (年2回払)	年払 (年1回払)
50歳	700円	3,970円	7,870円	70歳	3,380円	19,320円	38,250円
51歳	740円	4,240円	8,400円	71歳	3,680円	21,030円	41,630円
52歳	800円	4,550円	9,000円	72歳	4,020円	22,930円	45,400円
53歳	860円	4,900円	9,700円	73歳	4,370円	24,910円	49,330円
54歳	920円	5,260円	10,410円	74歳	4,740円	27,050円	53,560円
55歳	990円	5,670円	11,220円	75歳	5,160円	29,440円	58,300円
56歳	1,060円	6,070円	12,020円	76歳	5,630円	32,160円	63,670円
57歳	1,140円	6,510円	12,880円	77歳	6,150円	35,100円	69,490円
58歳	1,220円	6,980円	13,830円	78歳	6,740円	38,440円	76,110円
59歳	1,310円	7,460円	14,770円	79歳	7,450円	42,540円	84,220円
60歳	1,390円	7,930円	15,700円	80歳	8,180円	46,700円	92,460円
61歳	1,490円	8,510円	16,840円	81歳	8,990円	51,310円	101,590円
62歳	1,610円	9,210円	18,240円	82歳	9,880円	56,410円	111,690円
63歳	1,760円	10,050円	19,890円	83歳	10,870円	62,050円	122,850円
64歳	1,920円	10,970円	21,730円	84歳	11,960円	68,270円	135,180円
65歳	2,110円	12,060円	23,880円	85歳	13,170円	75,140円	148,770円
66歳	2,330円	13,290円	26,320円	86歳	14,490円	82,690円	163,720円
67歳	2,560円	14,620円	28,940円	87歳	15,940円	90,980円	180,150円
68歳	2,830円	16,130円	31,930円	88歳	17,530円	100,070円	198,140円
69歳	3,100円	17,720円	35,080円	89歳	19,280円	110,020円	217,830円

お手頃な保険料で災害死亡に対する保障をプラスできます

特約保険料(災害死亡給付特約)

年齢 共通	男 性		
	月払	半年払	年払
	50円	260円	500円

お申込みの流れ

1 保険契約申込書・告知書にご記入ください

保険契約申込書・告知書等をもれなくご記入のうえ、取扱代理店または当社の担当者にお渡しください。

※月払でのお申込みの場合、保険契約日はお申込みをされた月の翌月1日となります。

満年齢も同日で計算するため、保険契約日時点で年齢が上がっていないかご注意ください。

2 引受審査後、ご契約をお引受けした場合には保険証券を郵送します

お客様の告知の内容などによってはお引受けできない場合、または特別な条件をつけてお引受けする場合があります。

3 27日に初回保険料を預貯金口座から振替えます

申込日・告知日のいずれか遅い日の翌月27日(土日祝日等の場合は翌営業日)が第1回口座振替日となります。

なお、2回目以降の振替日も同様に、払込月の27日となります。

メモリード・ライフが指定するクレジットカードによる保険料のお支払いも選択できます。(詳しくはお問合せください)

保障の内容について

保険期間・更新

- この保険は保険期間1年の保険料掛捨て型の死亡保険です。更新後の保険料等については当社より「保険契約更新のお知らせ」をお送りします。ご契約者から保険期間満了日の2週間前までにご契約を継続しない旨のお申出がない場合、保険契約は保険期間満了日の翌日に健康状態にかかわらず、更新前と同じ保険期間・保険金額で最長満99歳まで更新(継続)されます。
- 更新後の死亡保険金額は一定です。保険料は更新日における被保険者の満年齢に応じて計算するため、同一の保障内容で更新する場合でも更新後の保険料は更新前より通常上がります。

保険金をお支払いする場合

- この保険契約でお支払いする保険金は以下の通りです。保険金をお支払いできない場合もありますので、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

死亡保険金

- 被保険者が保険契約日から180日以内の不慮の事故以外で死亡された場合には、既払込保険料相当額をお支払いします。不慮の事故で死亡された場合には、保険契約日から180日以内であっても死亡保険金をお支払いします。被保険者が保険契約日からその日を含め180日経過した後死亡された場合には、死亡保険金をお支払いします。

災害死亡保険金(災害死亡給付特約を付加された場合に限り)

- 被保険者が責任開始期(復活の場合にはその責任開始期)以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その不慮の事故が発生した日からその日を含め180日以内に死亡された場合には、災害死亡保険金をお支払いします。

お申込み可能な年齢

- ご契約日における被保険者の年齢が満20歳から満89歳までの方が新規にお申込み頂くことができ、最長満99歳まで更新できます。保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が満99歳を超える時には、更新できません。
- お客様の告知の内容などによってはお引受けできない場合、あるいは特別な条件をつけてお引受けする場合があります。

解約返戻金・満期保険金・配当金・その他

- 半年払・年払の契約については、経過期間により解約返戻金(未経過保険料の一部)をお支払いすることがあります。
- この保険契約には満期保険金はありません。また無配当保険のため、配当金はありません。
- 高度障害保険金、保険料払込免除、保険料自動振替貸付、契約者貸付の制度はありません。

少額短期保険業者について

- 万一、少額短期保険業者である当社が経営破たんした場合、保険契約保護機構による資金援助はありません。また、同機構の保障対象契約にも該当しませんが、保険契約者等を保護し、健全な経営を行うため、少額短期保険業者の最低資本金制度や供託金制度等、法令等による規制措置を講じることにより、経営の安定を図っています。
- 少額短期保険業者は、保険業のうち、保険期間が2年以内の政令で定める期間以内(生命保険1年、損害保険2年以内)であって、保険区分毎の保険金額の合計額が1,000万円を超えない範囲内において政令で定める金額以下(死亡保険300万円、災害(傷害)死亡保険300万円等)の保険のみの引受けを行う小規模事業者です。
- 少額短期保険業者の保険契約は税法上の生命保険料控除・損害保険料控除の対象とはなりません。

少額短期保険募集人は保険契約(生命保険)の締結にあたり引受保険会社の承諾を必要とする「媒介」の権限のみが認められており、契約締結の代理権や告知受領権はありません。

取扱代理店(少額短期保険募集人)

引受保険会社(少額短期保険業者)

株式会社メモリード・ライフ

【登録番号】関東財務局長(少額短期保険)第18号

【本社】〒101-0064 東京都千代田区神田猿樂町2-8-16 平田ビル6階 【TEL】03-3233-0211(代表)
ご請求いただいた資料につきましては、当社または取扱代理店から発送させていただきます。

 **0120-244-888**

受付時間 平日 9:00~17:00 (土・日・祝・年末年始を除く)

【承認番号】MLAD2104-26